

令和 6 年 11 月 13 日
(2024 年)

各地区スポーツクラブ 21 会長 様

西宮市文化スポーツ課長

西宮市スポーツ推進委員の推薦について（依頼）

平素は、本市スポーツ行政にご協力賜り、誠にありがとうございます。
さて、スポーツ推進委員の委嘱にあたり、ご多忙中恐縮ですが、別紙推薦書にてスポーツ推進委員に適任な方をご推薦いただきますようお願い申し上げます。
ご不明な点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

記

1. 委員名 スポーツ推進委員
 (根拠：スポーツ基本法第 3 2 条、西宮市スポーツ推進委員規則)
2. 任 期 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
3. 年齢要件 7 0 歳未満であること (令和 7 年 4 月 1 日現在)
4. 推薦人員 原則 2 名以内
5. 推薦手続 ①提出書類 (1 名につき 1 組)
 ・推薦書 (会長様記入)
 ・承諾書 (委嘱候補者ご本人様記入)
 ②提出先 文化スポーツ課
 ③提出方法 Eメール・郵送・持参 (期限日必着) のいずれか
 ③提出期限 **令和 7 年 2 月 1 2 日 (水)**
6. そ の 他 推薦書・承諾書の電子データについては、以下の西宮市 H P に掲載しております。Eメールでの提出をご希望の方はご活用ください。

◆西宮市 H P 【定例研修会】 (ページ番号 : 58445225)

「西宮市定例研修会」で検索 または 右記 Q R コードより



<問い合わせ先>

西宮市 文化スポーツ課 担当 : 植田
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 市役所 8 階
TEL : 0798-35-3567
E-Mail:k_shatai@nishi.or.jp

<ご推薦にあたっての留意事項>

以下の基準を満たされる方のご推薦をお願いします。

1. 直近2ヶ年の定例研修会出席回数が半数以上の方。ただし、初めて推薦される方を除く。
※候補者が推薦可能か否かは別紙をご参照ください。ご不明な場合は、文化スポーツ課までお問い合わせください。
2. 市内に住所を有する者であること。(スポーツ推進委員規則第4条参照)
3. 委嘱日(令和7年4月1日)現在、70歳未満の方。
※昭和30年4月2日以降にお生まれの方が対象です。
4. 毎月第2水曜日(8月、10月、12月、2月除く)に開催される定例研修会に出席可能な方。
5. 西宮市文化スポーツ課や関係団体が主催・後援・所管する各種事業に協力できる方。(P4参照)
6. 推薦人数は原則2名以内。
ただし、校区人口が15,000人を超える場合は、1名増員(計3名)が可能。
(対象地区: 浜脇、安井、夙川、甲陽園、広田、高木、春風、南甲子園、高須、鳴尾北の10地区)
7. 西宮市スポーツ推進委員委嘱後は、西宮市のスポーツ行政の推進を担われる特別職の非常勤職員として、月額13,900円(税込)の報酬をお支払いします。報酬のお支払いに必要な事務手続き(マイナンバーの報告等)にご協力願います。

西宮市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、西宮市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関する必要な事項を定める。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民にスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 行政機関が行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。
- (5) 住民のスポーツについての理解を深めること。
- (6) 市におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、120名以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び市内に住所を有する者で、第2条各号に掲げる職務を行うために必要な熱意と能力を有するものの中から、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、新たに委員に委嘱された者の任期は、2年より短い期間とすることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、これを再任することができる。

(解嘱)

第6条 市長は、委員が心身の故障のため第2条各号に掲げる職務を行うことができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認める場合は、これを解嘱することができる。

(服務)

第7条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に西宮市スポーツ推進委員規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第15号）の規定に基づき教育委員会が行った西宮市スポーツ推進委員の委嘱及び再任その他の行為は、この規則の相当規定により市長が委員についてしたものとみなす。

令和7年度 西宮市スポーツ推進委員関連事業（予定）

（研修）

（事業）

研修時期	研修名
通年	定例研修会
	※1：8月・10月・12月・2月を除く各月第2水曜日に実施（全8回／年間）
	※2：11月・1月は実技研修会有り
6月	阪神南地区スポーツ推進委員会定期総会
9月	兵庫県スポーツ推進委員初任者研修会
	ファミリー健康体力向上事業県内伝達講習会
10月	阪神・丹波地区生涯スポーツ指導者研究会
	兵庫県スポーツ推進委員中央研究協議会
11月	全国スポーツ推進委員研究協議会
2月	近畿スポーツ推進委員研究協議会
	阪神南地区スポーツ推進委員会実技研修会

出榜対象	実施時期	事業名
全 員	6月	健康体力測定会
	6月	（仮称）にしのみやスポーツフェスティバル
	10月	にしのみや武庫川ハーフマラソン
	11月	神戸マラソン
	2月	西宮市小学生駅伝競走大会
	3月	西宮交流フェスティバル
少年野球部会	4月～	少年野球リーグ戦
	7月・8月	西宮甲子園ライオンズクラブ杯少年野球大会
	11月・12月	少年野球決勝トーナメント大会
	2月	小学生お別れ野球のつどい
サッカー部会	4月～	少年サッカーリーグ戦
	12月	西宮市小学生サッカー大会 アクアクララ六甲カップ U-8大会
	2月	西宮市小学生サッカー大会 アクアクララ六甲カップ U-12大会
	11月	少年サッカー決勝トーナメント大会
	1月	ミニサッカーのつどい
バレーボール部会	5月・6月	市民体育大会 家庭バレーボール大会
	5月	少年少女バレーボール高学年のつどい
	6月	小学生バレーボール教室
	8月	西宮甲子園ライオンズクラブ杯小学生バレーボール大会
	10月	家庭バレーボールのつどい
	12月	少年少女バレーボール低学年のつどい
	2月	小学生お別れバレーボール大会
	3月	家庭バレーボール大会
ミニバスケットボール部会	5月	ミニバスケットボール低学年のつどい
	1月	ミニバスケットボール6年生のつどい
バドミントン部会	6月	バドミントン交流会 小学生バドミントンのつどい
	11月	バドミントン大会
	2月	小学生バドミントン大会
グラウンド・ゴルフ部会	6月	グラウンド・ゴルフのつどい
	11月	グラウンド・ゴルフ大会
クォーターテニス部会	6月	クォーターテニスのつどい
	12月	クォーターテニス大会
卓球部会	6月	小学生卓球のつどい
	9月	男女別卓球(ダブルス)のつどい
	2月	ミックスダブルス卓球大会
ソフトボール部会	10月・11月	ソフトボール大会

【 令和7年度／令和8年度 西宮市スポーツ推進委員推薦書 】

年 月 日

西宮市長 様

地区

会長

西宮市スポーツ推進委員候補者として

地区より下記のとおり推薦いたします。

ふりがな			性別	男	女
氏名				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日 (満 歳)	R07.04.01 現在		
	<input type="checkbox"/> 平成				
住所	〒 -				
推薦理由					

<ご推薦にあたっての留意事項>

以下の基準を満たされる方のご推薦をお願いします。

1. 直近2ヶ年の定例研修会出席回数が半数以上の方。ただし、初めて推薦される方を除く。
※候補者が推薦可能か否かご不明な場合は、文化スポーツ課までお問い合わせください。
2. 市内に住所を有する者であること。(規則第4条)
3. 委嘱日(令和7年4月1日)現在、70歳未満の方。
※昭和30年4月2日以降にお生まれの方が対象です。
4. 毎月第2水曜日(8月、10月、12月、2月除く)に開催される定例研修会に出席可能な方。
5. 西宮市文化スポーツ課や関係団体が主催・後援・所管する各種事業に協力できる方。
6. 推薦人数は原則2名以内。
ただし、校区人口が15,000人を超える場合は、1名増員(計3名)が可能。(対象地区:浜脇、安井、夙川、甲陽園、広田、高木、春風、南甲子園、高須、鳴尾北の10地区。)
7. 西宮市スポーツ推進委員委嘱後は、西宮市のスポーツ行政の推進を担われる特別職の非常勤職員として、月額13,900円(税込)の報酬をお支払いします。報酬のお支払いに必要な事務手続き(マイナンバーの報告等)にご協力願います。
※お勤め先の都合等により、報酬受取を辞退される場合は、委嘱後の事務手続き時にご相談いただきますようお願いいたします。

【 令和7年度／令和8年度 西宮市スポーツ推進委員推薦書 】

令和6年 12月 1日

西宮市長 様

地区 **河原**

会長 **兵庫 一郎**

西宮市スポーツ推進委員候補者として **河原** 地区より下記のとおり推薦いたします。

ふりがな	にしのみや たろう		性別	男	女
氏名	西宮 太郎			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	32年 4月 10日 (満 67 歳)			R07.04.01 現在
	<input type="checkbox"/> 平成				
住所	〒 662-0861 西宮市河原町1番16号				
推薦理由	スポーツクラブ21河原で、会計担当理事を務められるとともに、地域と西宮市との調整役に長けておられ、スポーツ推進委員の職務もよく理解されているため。				

<ご推薦にあたっての留意事項>

以下の基準を満たされる方のご推薦をお願いします。

1. 直近2ヶ年の定例研修会出席回数が半数以上の方。ただし、初めて推薦される方を除く。
※候補者が推薦可能か否かご不明な場合は、文化スポーツ課までお問い合わせください。
2. 市内に住所を有する者であること。(規則第4条)
3. 委嘱日(令和7年4月1日)現在、70歳未満の方。
※昭和30年4月2日以降にお生まれの方が対象です。
4. 毎月第2水曜日(8月、10月、12月、2月除く)に開催される定例研修会に出席可能な方。
5. 西宮市文化スポーツ課や関係団体が主催・後援・所管する各種事業に協力できる方。
6. 推薦人数は原則2名以内。
ただし、校区人口が15,000人を超える場合は、1名増員(計3名)が可能。(対象地区:浜脇、安井、夙川、甲陽園、広田、高木、春風、南甲子園、高須、鳴尾北の10地区。)
7. 西宮市スポーツ推進委員委嘱後は、西宮市のスポーツ行政の推進を担われる特別職の非常勤職員として、月額13,900円(税込)の報酬をお支払いします。報酬のお支払いに必要な事務手続き(マイナンバーの報告等)にご協力願います。
※お勤め先の都合等により、報酬受取を辞退される場合は、委嘱後の事務手続き時にご相談いただきますようお願いいたします。

令和7年度／令和8年度 西宮市スポーツ推進委員推薦承諾書

年 月 日

西宮市長 様

私は、西宮市スポーツ推進委員委嘱候補者として、以下の1～4の事項を理解したうえで、推薦されることを承諾します。

1. 委嘱日時時点で70歳未満であり、西宮市内に住所を有しています。また、年齢要件及び住所要件の確認に必要な事務を文化スポーツ課が行うことに同意します。なお、委嘱期間中に市内に住所を有しなくなった場合は、解嘱されることを理解しています。
2. 毎月第2水曜日（8月、10月、12月、2月除く）に開催される定例研修会に出席します。
3. 西宮市や関係団体が主催・後援・所管する各種事業の企画・運営に協力します。
4. スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条及び西宮市スポーツ推進委員規則に基づき委嘱される特別職の非常勤職員であることを理解し、西宮市のスポーツ行政の推進に協力します。

地区名

地区

氏名

<留意事項>

※ご年齢・ご住所については、文化スポーツ課で確認いたします。

※ご住所については、委嘱期間中も確認させていただくことがあります。

※西宮市スポーツ推進委員に委嘱された場合、西宮市のスポーツ行政の推進を担われる特別職の非常勤職員として、月額13,900円（税込）の報酬をお支払いします。報酬の支払いに必要な事務手続き（マイナンバーの報告等）にご協力をお願いします。

※お勤め先の都合等により、報酬受取を辞退される場合は、委嘱後の事務手続き時にご相談ください。

(参考) 西宮市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、西宮市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関する必要な事項を定める。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民にスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 行政機関が行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。
- (5) 住民のスポーツについての理解を深めること。
- (6) 市におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、120名以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び市内に住所を有する者で、第2条各号に掲げる職務を行うために必要な熱意と能力を有するものの中から、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、新たに委員に委嘱された者の任期は、2年より短い期間とすることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、これを再任することができる。

(解嘱)

第6条 市長は、委員が心身の故障のため第2条各号に掲げる職務を行うことができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認める場合は、これを解嘱することができる。

(服務)

第7条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に西宮市スポーツ推進委員規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第15号）の規定に基づき教育委員会が行った西宮市スポーツ推進委員の委嘱及び再任その他の行為は、この規則の相当規定により市長が委員についてしたものみなす。

提出資料

ふりがな			性	男	女
氏名			別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (満 歳) R07.04.01 現在				
住所	〒 - 西宮市				
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 TEL : - - (<input type="checkbox"/> なし)				
	<input type="checkbox"/> 自宅 FAX : - - (<input type="checkbox"/> なし)				
	<input type="checkbox"/> 携帯 TEL : - - (<input type="checkbox"/> なし)				
	<input type="checkbox"/> メールアドレス :				
	※文化スポーツ課のPCより、緊急連絡や資料の電子データ (Word、Excel、PDF等) をメールにて随時送信します。 PCからのメールが受信でき、電子データを確認できるアドレスを必ずご記載ください。 ↑主な (優先する) 連絡先として希望する連絡先に✓を入れてください。				
連絡先の取扱について	他のスポーツ推進委員へ連絡先を公開することを希望しない。 <input type="checkbox"/> (※連絡先の公開は、名簿の作成等を目的にスポーツ推進委員のみに公開するもので、外部へは公開しません。希望されない場合、毎回、確認します。)				
	↑ご希望の場合✓を入れてください。				
職業 ※統計処理に必要な項目です	<input type="checkbox"/> 会社員		<input type="checkbox"/> 自営業		
	<input type="checkbox"/> 公務員		<input type="checkbox"/> 無職 (主婦・年金生活者など)		
	<input type="checkbox"/> アルバイト・パート		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	↑該当する職業欄に✓を入れてください。				
救命救急に関する保有資格	<input type="checkbox"/> 応急手当普及員認定証保持者				
	<input type="checkbox"/> 普通救命講習修了証保持者				
	<input type="checkbox"/> 救命入門コース参加証保持者				
	↑保有する資格に✓を入れてください。				

※裏面に続きます。⇒

令和7年度／令和8年度 西宮市スポーツ推進委員推薦承諾書

令和 6 年 12 月 1 日

西宮市長 様

私は、西宮市スポーツ推進委員委嘱候補者として、以下の1～4の事項を理解したうえで、推薦されることを承諾します。

1. 委嘱日時点で70歳未満であり、西宮市内に住所を有しています。また、年齢要件及び住所要件の確認に必要な事務を文化スポーツ課が行うことに同意します。なお、委嘱期間中に市内に住所を有しなくなった場合は、解嘱されることを理解しています。
2. 毎月第2水曜日（8月、10月、12月、2月除く）に開催される定例研修会に出席します。
3. 西宮市や関係団体が主催・後援・所管する各種事業の企画・運営に協力します。
4. スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条及び西宮市スポーツ推進委員規則に基づき委嘱される特別職の非常勤職員であることを理解し、西宮市のスポーツ行政の推進に協力します。

地区名 **河原** 地区氏名 **西宮 太郎**

<留意事項>

※ご年齢・ご住所については、文化スポーツ課で確認いたします。

※ご住所については、委嘱期間中も確認させていただくことがあります。

※西宮市スポーツ推進委員に委嘱された場合、西宮市のスポーツ行政の推進を担われる特別職の非常勤職員として、月額13,900円（税込）の報酬をお支払いします。報酬の支払いに必要な事務手続き（マイナンバーの報告等）にご協力をお願いします。

(参考) 西宮市スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、西宮市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関する必要な事項を定める。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 住民にスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 行政機関が行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること。
- (5) 住民のスポーツについての理解を深めること。
- (6) 市におけるスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツに関する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、120名以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び市内に住所を有する者で、第2条各号に掲げる職務を行うために必要な熱意と能力を有するものの中から、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、新たに委員に委嘱された者の任期は、2年より短い期間とすることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、これを再任することができる。

(解嘱)

第6条 市長は、委員が心身の故障のため第2条各号に掲げる職務を行うことができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認める場合は、これを解嘱することができる。

(服務)

第7条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に西宮市スポーツ推進委員規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第15号）の規定に基づき教育委員会が行った西宮市スポーツ推進委員の委嘱及び再任その他の行為は、この規則の相当規定により市長が委員についてしたものみなす。

提出資料

ふりがな	にのみや	たろう	性	男	女
氏名	西宮	太郎	別	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 32 年 4 月 10 日 (満 67 歳) R07.04.01 現在				
住所	〒 662-0861 西宮市 河原町1番16号				
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 TEL : 0798 - 74 - 0554 (<input type="checkbox"/> なし)				
	<input type="checkbox"/> 自宅 FAX : - - (<input checked="" type="checkbox"/> なし)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯 TEL : 090 - 1234 - 5678 (<input type="checkbox"/> なし)				
	<input checked="" type="checkbox"/> メールアドレス : xxxxx@yyyyzzzz.ne.jp				
<small>※文化スポーツ課のPCより、緊急連絡や資料の電子データ (Word、Excel、PDF等) をメールにて随時送信します。 PCからのメールが受信でき、電子データを確認できるアドレスを必ずご記載ください。</small>					
↑主な (優先する) 連絡先として希望する連絡先に✓を入れてください。					
連絡先の取扱について	他のスポーツ推進委員へ連絡先を公開することを希望しない。 <input type="checkbox"/> (※連絡先の公開は、名簿の作成等を目的にスポーツ推進委員のみに公開するもので、外部へは公開しません。希望されない場合、毎回、確認します。)				
↑ご希望の場合✓を入れてください。					
職業 ※統計処理に必要な項目です	<input checked="" type="checkbox"/> 会社員		<input type="checkbox"/> 自営業		
	<input type="checkbox"/> 公務員		<input type="checkbox"/> 無職 (主婦・年金生活者など)		
	<input type="checkbox"/> アルバイト・パート		<input type="checkbox"/> その他 ()		
↑該当する職業欄に✓を入れてください。					
救命救急に関する保有資格	<input type="checkbox"/> 応急手当普及員認定証保持者				
	<input type="checkbox"/> 普通救命講習修了証保持者				
	<input checked="" type="checkbox"/> 救命入門コース参加証保持者				
↑保有する資格に✓を入れてください。					

※裏面に続きます。⇒

